

① 医療的ケア児への支援について

たんの吸引や人口呼吸器装着などの医療行為が日常的に必要な医療的ケア児とその家族に対する「医療的ケア児支援法」が6月に成立しました（9月施行）。保育所や学校への看護師などの配置や、全国に支援拠点を設置することが柱となっており、適切な対応をとることを国や自治体の責務としています。大変厳しい生活環境に置かれている医療的ケア児については緊急性に鑑み、優先課題として実態把握と支援を急ぐ必要があります。そこで、次のとおり質問致します。

- (1) 医療的ケア児は厚生労働省の推計によると全国に約2万人いるとされる。本町の医療的ケア児の実態はどのようになっているか。また、医療技術が向上したことで、出生時に疾患や障害があり、これまでであれば命を落としていた赤ちゃんを救うことができるようになり、医療的ケア児は増加傾向にあるとされているが、本町の傾向はどうか。
- (2) 医療的ケア児支援法によると、保護者の付き添いがなくても適切な支援を受けられるよう、保育所や学校に看護師などを配置することになっている。また、自治体が支援を拡充する必要がある施設として保育所、幼稚園、小中学校、高校、放課後児童クラブと広範囲に亘っている。各施設における受け入れ体制などの具体的な支援はどのように考えているのか。
- (3) 各都道府県に家族の相談に応じ、情報提供や助言をする「医療的ケア児支援センター」を設置することになっているが、本町との役割分担はどうか。

② ヤングケアラーへの支援について

障害や病気のある家族の介護や世話をしている18歳未満の子どもを指すヤングケアラーについては昨年12月議会の一般質問において、町内にもある一定の方々がいることは認識しているが、どの程度いるかの実態把握まではできていないとの答弁がありました。その後、国による初の実態調査が実施され、中学2年生は5.7%、全日制高校2年生は4.1%などの調査結果が公表されています。また、長崎市では市立小中学校の生徒54人にその可能性があるとして報道されています。ヤングケアラーについても①の医療的ケア児と同様に大変厳しい生活環境に置かれており、優先課題として実態把握と支援を急ぐ必要があります。そこで、次のとおり質問致します。

- (1) 本町のヤングケアラーの実態はどのようになっているか。
- (2) ヤングケアラーへの支援はどのように考えているか。
- (3) ヤングケアラーの負担軽減として後見人の活用も考えられる。積極的に後見人の活用を検討したらどうか。

③ 長与町第3次地域福祉計画の策定について

社会福祉法にもとづく本町の地域福祉計画については平成28年度から6年間の計画である第2次地域福祉計画が今年度で終了し、来年度から第3次地域福祉計画がスタートします。そこで次のとおり質問致します。

- (1) 第3次地域福祉計画の今後の策定スケジュールはどのようになっているのか。
- (2) 第3次地域福祉計画の基本的な方針と主要な施策はなにか。
- (3) 西海市や雲仙市では新規施策として地域福祉計画の中に再犯防止や自殺防止対策などを導入している。特に再犯防止については再犯防止推進法にもとづき、各自治体は再犯防止推進計画を定める努力義務があり、長崎県は今年3月に再犯防止推進計画を作成している。本町でも県や他自治体を参考にして導入を検討したらどうか。
- (4) 第2次地域福祉計画では、長与町社会福祉協議会が地域福祉活動計画を策定しているが、第3次地域福祉計画においても同様になるのか。また、本町との役割分担はどうか。